

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 (以下「当法人」という。) の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員並びに顧問 (以下「役員等」という。) に対する報酬及び費用の支給基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費 (宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とし、理事会の決議を経て、支給額を定める。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(費用の支給)

第6条 常勤役員には、常勤職員給与規程に定める通勤手当に準じて、通勤交通費を支給する。

2 役員等には、業務に応じて、必要となる費用を実費弁償する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている役員等には、本規程に基づく報酬及び費用は支給しない。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- 1 常勤役員に対する報酬は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、これを繰り上げる。
- 2 新たに常勤役員に就任した者には、就任日の属する月から報酬を支給する。また、常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日の属する月までの報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支給方法)

第 9 条 費用は、必要とする時期に、実費を支給する。

(端数の処理)

第 10 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 11 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、 年 月 日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

常勤役員報酬	月額上限を 円とし、月額 円から月額 円までの範囲で、理事会において定める額とする。
--------	--

別表2（非常勤役員等の報酬）

別表2に定める日額については、税控除後の金額とする。

（1）評議員

評議員会への出席	日額 円
----------	------

（2）理事

業務執行理事としての業務	半日につき日額 円 または1日につき日額 円
理事会等会議への出席	日額 円

（3）監事

監事監査等の業務	半日につき日額 円 または1日につき日額 円
理事会等会議への出席	日額 円

（4）顧問

顧問の報酬については、これを支給しない。